

令和 8 年度第 1 回 千代田区都市計画審議会

東京都市計画公園

千代田第 2 ・ 2 ・ 1 5 号和泉公園の変更

資料 総括図 …P . 1

計画書 …P . 2

計画図 …P . 3

理由書 …P . 4

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都計2,500分の1縮尺の1:25,000の地図を基に作成したものである。ただし、計画図は、都市計画道路の計画線から記載したものである。縮尺は、都市計画道路の計画線から記載したものである。縮尺は、都市計画道路の計画線から記載したものである。縮尺は、都市計画道路の計画線から記載したものである。

東京都市計画公園総括図
千代田第二・二・一五号 和泉公園

縮尺 一万六千分の一
(千代田区決定)

千代田第2・2・15号 和泉公園

凡 例

● 用途地域(令和5年4月28日最終変更)、防火・準防火地域				
種別	容積率	用途地域の種類	建蔽率	防火地域 準防火地域
	300%	第一種住居地域	60%	準防火
	400%		80%	防火
	500%			
	300%	第二種住居地域	60%	準防火
	400%		80%	防火
	500%			
	400%	商業地域	80%	防火
	500%			
	600%			
	700%			
	800%			
	900%			
	1000%			
	1200%			
	1300%			

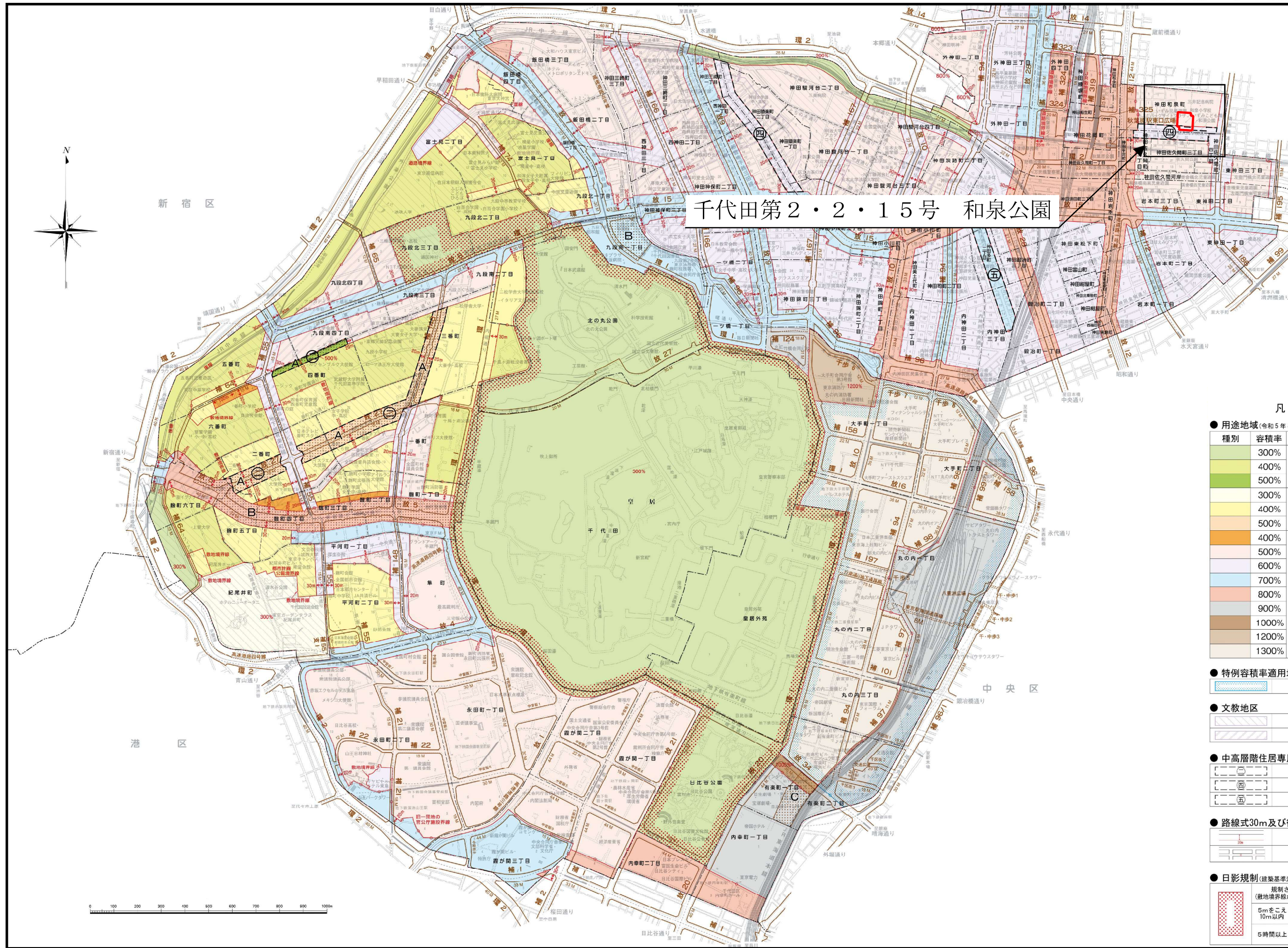
● 特例容積率適用地区	
	特例容積率適用地区

● 文教地区	
	第一種 文教地区
	第二種 文教地区

● 中高層階住居専用地区	
	第二種中高層階住居専用地区
	第四種中高層階住居専用地区
	第五種中高層階住居専用地区

● 路線式30m及び街区指定(下記以外のところは路線式20m)	
	路線式30mのところ (都市計画道路は計画線から)
	街区指定のところ

● 日影規制(建築基準法に基づく指定)			
	規制される日影 (敷地境界線からの水平距離)	制限をうける建築物の高さ	測定水平面の高さ
	5mをこえ10m以内	10mをこえる	
	5時間以上	3時間以上	10mをこえるもの 平均地盤面から4m



東京都市計画公園の変更（千代田区決定）

東京都市計画公園千代田第２・２・１５号和泉公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
街区公園	千代田第２・２・１５号	和泉公園	千代田区神田和泉町地内	約０．４６ha	園路、広場、修景施設、 休憩施設等

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

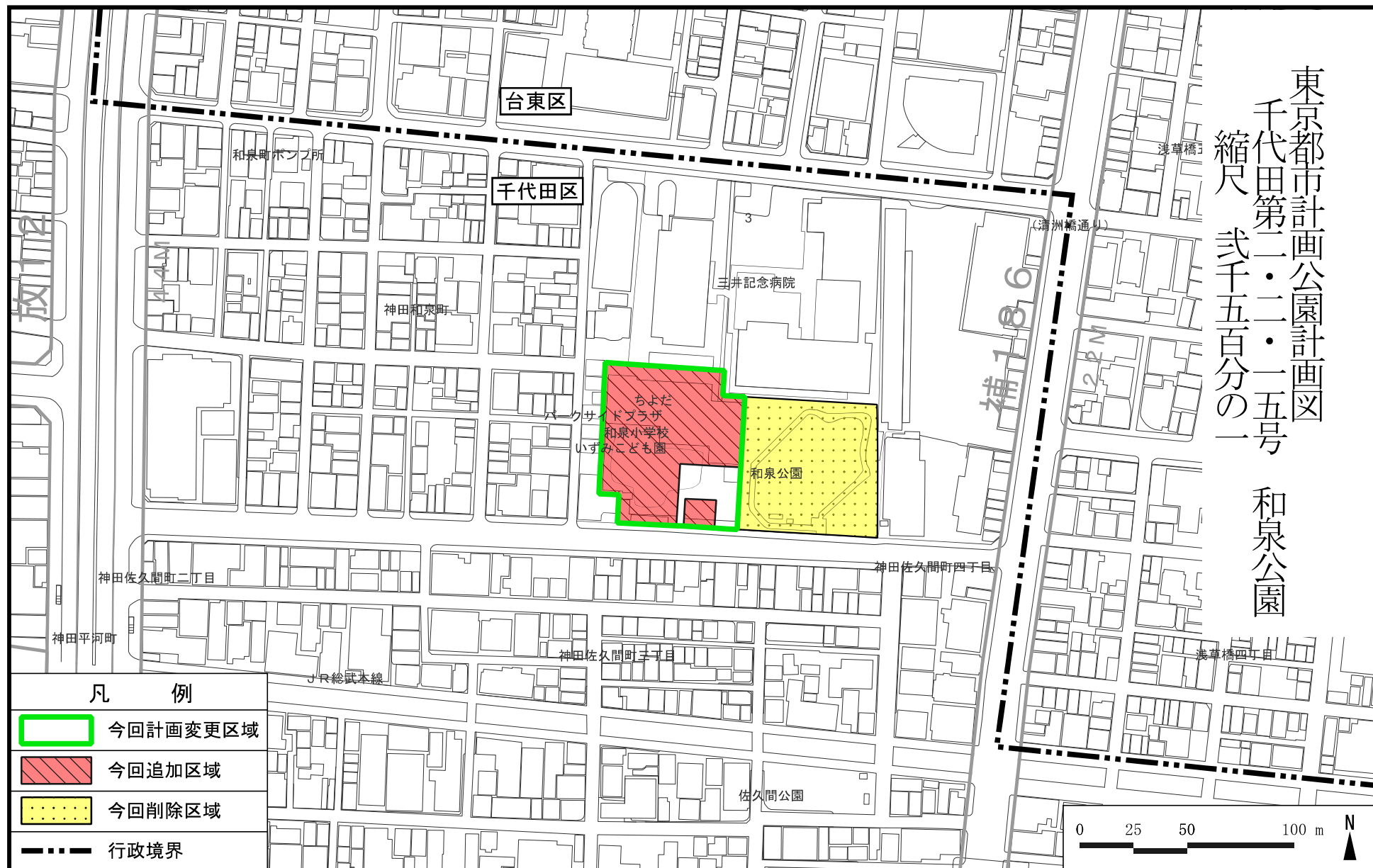
理由 千代田区立和泉小学校等施設の再整備を契機とし、周辺から利用しやすい位置・形状への再配置を行うとともに、地域住民と学校等施設の関係者が共に利用しやすい教養施設・広場等のレクリエーション機能を充実させた公園空間の整備、緑環境を充実させたゆとりある公共空間の創出等により、コミュニティの醸成を促し、地域の核として活力等を生み出す公園機能の拡充を図るため、上記のとおり公園を変更する。

新 旧 対 照 表

新 旧	種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
		番 号	公園名			
新	街区公園	千代田第２・２・１５号	和泉公園	千代田区神田和泉町地内	約０．４６ha	種別、区域の変更
旧	児童公園					

変 更 概 要

名 称	変 更 事 項
千代田第２・２・１５号和泉公園	１ 種別を児童公園から街区公園に変更 ２ 区域の変更 計画図表示のとおり



この地図は、東京都縮尺1/2,500分地形図を使用（承認番号：7都市基交測第156号）して作成したものである。無断複製を禁ず。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7都市基街都第253号、令和8年3月3日

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 千代田第2・2・15号和泉公園

2 理由

千代田区都市計画マスタープラン（令和3年5月改定）では、本公園が存する和泉橋地域の将来像を、人、生業のつながりを育み、下町の魅力とコミュニティを醸成するまちとし、本公園や公共施設のゆとりと潤いを活かし、住宅と商業・業務施設が調和する、災害に強いまちをつくることを掲げられており、特に本公園については、地域のゆとり、潤い、コミュニティ、防災などの核として活かしていく方針が示されている。

こうした中、千代田区緑の基本計画（令和3年7月改定）の一部に位置づけられる千代田区公園づくり基本方針が令和7年3月に策定され、本公園については、面積が500㎡未満の公園が多い和泉橋地域において、隣接する学校等施設の建替えを機に敷地交換による一体的整備及び公園と校庭の共用を視野に入れた整備に取り組み、地域の核となる公園としての機能の拡充等を検討していく方針が示された。さらに、これらを受け、地域との検討等を経て令和8年2月にまとめられた「和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備構想」においては、一体的整備によって、公園と学校等施設（校庭）と一体となった公園施設の創出による公園の利用や活動の活性化を促進させること、また、学校等施設の敷地も含めた沿道のオープンスペースの確保により緑の総量を増加させる方向性等が整理された。

こうしたことから、周辺から利用しやすい位置・形状への再配置を行うとともに、地域住民と学校等施設の関係者が共に利用しやすい教養施設・広場等のレクリエーション機能を充実させた公園空間の整備、緑環境を充実させたゆとりある公共空間の創出等により、コミュニティの醸成を促し、地域の核として活力等を生み出す公園機能の拡充を図るため、公園の区域に関して都市計画を変更するものである。